

島本町立小中学校「子どもの学び」サポート事業実施要綱

(平成24年5月2日)

最近改正 平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町立小中学校（以下「学校」という。）に地域人材の学習アドバイザーや授業サポーターを派遣し、教育課題のある児童及び生徒の学習意欲を喚起し、自学自習力等の育成に対する支援活動や授業中の学習支援を行う「子どもの学び」サポート事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 この要綱に定めるところにより本事業において学校に派遣する学習アドバイザー及び授業サポーターの学習指導等に対する支援活動は、次のとおりとする。

- (1) 学習アドバイザーは、昼休みの時間、放課後等の学校裁量の時間における学習教室等での学習指導に関すること。
- (2) 授業サポーターは、各教科授業、道徳、特別活動及び総合的な学習における教員補助に関すること並びに放課後等の学校裁量の時間における学習教室等での学習指導に関すること。
- (3) 教員と連携した学習補助教材等の開発に関すること。
- (4) 教員と連携した個々の児童及び生徒に係る生活指導や学習分析等に関すること。
- (5) 家庭と連携した家庭学習プラン等の作成に関すること。
- (6) その他教育長が認める事項に関すること。

(要件)

第3条 学習アドバイザー及び授業サポーターの要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 退職教員

- (2) 教員免許を有する者
- (3) 教科指導に関する知識、経験等を有する者
- (4) 教員を目指す者

(学習アドバイザー及び授業サポーターの派遣)

第4条 学習アドバイザー及び授業サポーターの派遣を希望する学校の校長は、「子どもの学び」サポート事業派遣依頼書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の依頼を受けたときは、第2条に規定する活動内容と合致したものであるか確認し、学習アドバイザー及び授業サポーターを選定し、派遣を決定する。

3 教育長は、派遣を希望する学校の要請に応じて、派遣に係る事務を行う。

(派遣手続)

第5条 学校の校長は、学習アドバイザー及び授業サポーターの受入れを承諾したときは、「子どもの学び」サポート事業確認書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

2 学校の校長は、派遣が決定した学習アドバイザー及び授業サポーターに対し、事前に活動内容、勤務条件及び次に掲げる遵守事項を説明の上、その同意を得なければならない。

- (1) 日本国憲法を尊重し、擁護するとともに、校長の指示に従うこと。
- (2) 政治教育その他政治活動、宗教教育その他宗教活動等を行わないこと。
- (3) 学校の教育活動にふさわしくない行為をしないこと。
- (4) 事業活動の従事中に知り得た秘密を漏らさないこと。

(派遣の期間等)

第6条 教育長が学習アドバイザー及び授業サポーターを派遣する期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 教育長が学習アドバイザー及び授業サポーターを派遣する回数については、予算の範囲内とし、派遣時間は、1回につき原則4時間以内とす

る。

- 3 学習アドバイザー及び授業サポーターの謝金は、活動 1 回につき 1,000 円とする。

(指導実績の報告)

第 7 条 学習アドバイザー及び授業サポーターの派遣を受けた校長は、毎月の活動実績を取りまとめ、「子どもの学び」サポート事業活動報告書(様式第 3 号)により、翌月の 10 日までに教育長に報告しなければならない。

(学習アドバイザーの派遣の制限等)

第 8 条 教育長は、学習アドバイザー又は授業サポーターとして派遣した者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、学習アドバイザー又は授業サポーターとしての派遣を中止することができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反するおそれがある場合。
- (2) その他学習アドバイザー又は授業サポーターとして活動することが不相当と認められる場合。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。